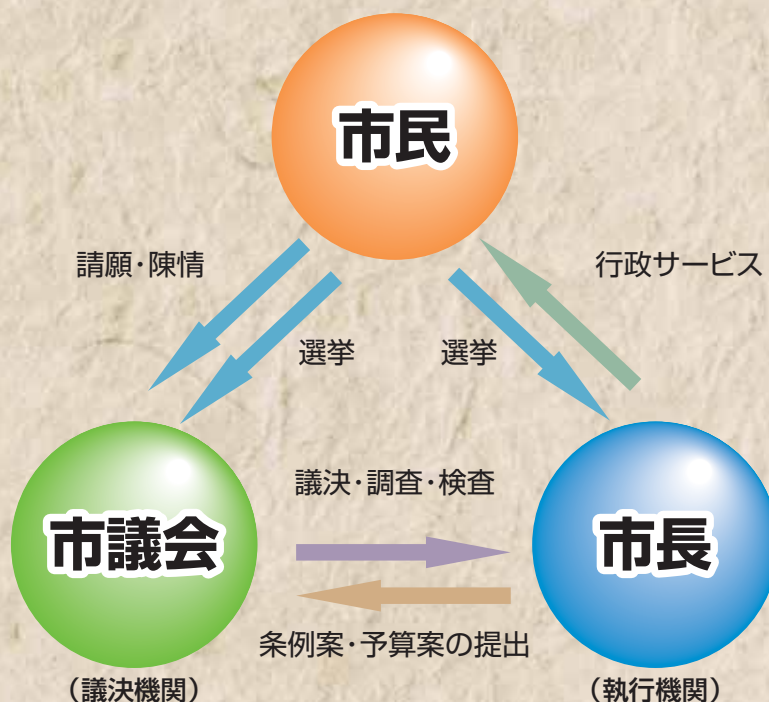


市議会の役割としくみ



市議会は、公選された議員によって組織され、住民の意思を代表・決定する合議制の機関であり、議決により地方公共団体の意思を決定することから議決機関と呼ばれています。

これに対し、地方公共団体の長及び教育委員会等は、議会の議決により決定された団体意思を外部に対し決定表示することにより、行政サービスを提供することから執行機関と呼ばれています。

市議会と市長は独立・対等の地位にあり、お互いにけん制しながらも、調和を保ちつつ、市民福祉の向上を目指して適切・公平な市政運営を行う仕組みとなっています。

お知らせ

次回の定例会は12月開催となります。
ぜひ、傍聴においでください。

議会だよりに対するご意見は

合志市議会事務局 電話 096-248-1111(代表)
248-2038(直通)
Fax 096-248-2047
メールアドレス gikai@city.koshi.lg.jp

議会広報調査 特別委員会

委員長 丸内三千代
副委員長 濱口 正暁
委員 来海 恵子
// 坂本 武人
// 濱元幸一郎

市民に開かれた議会とするためには分かりやすい言葉で、そして本音で議論できる「議会だより」でありたい。そのことも踏まえて今回、市民の皆様から公募いただいた中より強い絆で結ばれることを願う表題が『きずな』と選定されました。

目安箱・「議会だより」への忌憚の無いご意見と提言を、それも甘口の賛同ばかりでなく、プラス思考の辛口のご意見も頂戴したい。それをクリアしてこそ、新しい次の壁が破れると信じています。判断の原点は市民皆様方の幸せです。今後とも、合志市議会をよりよくお願い申し上げます。

編集後記

